

「きたきゅうベビー応援事業」は

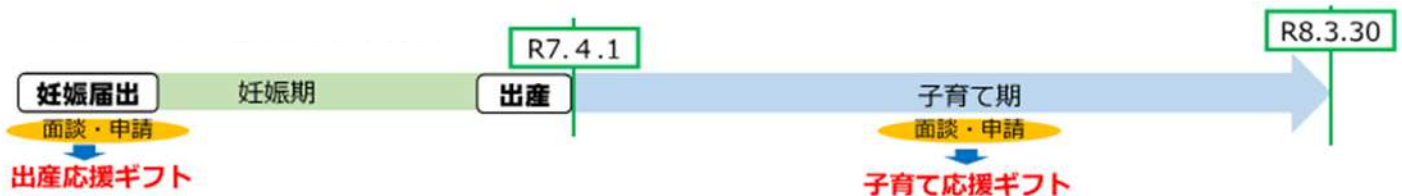
「妊婦のための支援給付」に変わります！

令和6年度中に妊娠された方で、きたきゅうベビー応援事業の出産応援ギフト・子育て応援ギフトを申請されていない場合は、出産時期等によって手続方法が変わります。

きたきゅうベビー応援事業（出産・子育て応援交付金）・ 妊婦のための支援給付の支給パターン

- 令和7年4月1日前に出産された方は、「きたきゅうベビー応援事業の出産・子育て応援ギフト」を支給します。
- 令和7年4月1日以降に出産された方は、「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」を支給します。
 - ⇒妊婦のための支援給付の施行日である令和7年4月1日時点で妊婦であるかどうかで、どちらの制度で支給するか決まります。

○令和7年4月1日前に出産した場合



- ・令和7年4月1日以前に出産された方は、「きたきゅうベビー応援事業の出産・子育て応援ギフト」を支給します。
- ・やむを得ない事情がある方でも申請期限は令和8年3月30日となりますので、早めに申請・ご相談ください。

（裏面に続く）

北九州市妊婦のための支援給付事務センター (R7.4.1 設置)

(きたきゅうベビー応援事業コールセンター)

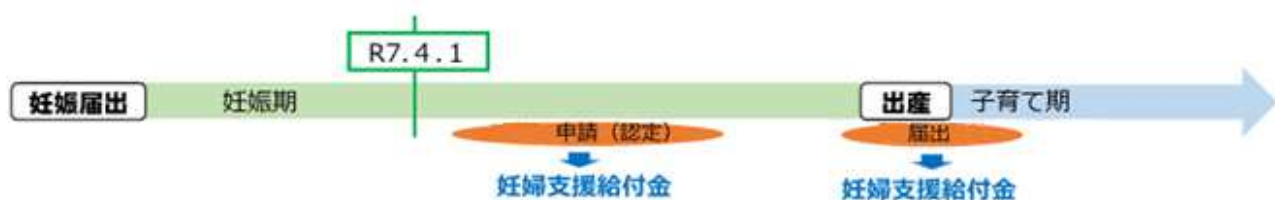
電話：050-3613-9677

受付時間：月～金曜日（祝・休日は除く）の9～17時

○令和7年4月1日以降に出産した場合



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出して出産応援ギフトの支給を受けた方が、令和7年4月1日以降に出産した場合（又は出産予定の場合）、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、**妊婦支援給付金（2回目）**を支給します。妊婦給付認定の申請については、令和7年4月中旬から5月末日にかけて個別にメールまたは書面でご連絡いたします。



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出したが、出産応援ギフトの支給を受けていない場合は、妊婦給付認定の申請後、**妊婦支援給付金（1回目・2回目）**を支給します。妊婦給付認定の申請については、令和7年4月中旬から5月末日にかけて個別にメールまたは書面でご連絡いたします。



- ・妊婦のための支援給付では令和7年4月1日以降に流産・死産された場合にも**妊婦支援給付金（2回目）**を支給いたします。死産届等の情報に基づき、個別に確認いたしますが、早期の流産や市外での届出等でしばらくしても確認の連絡がない方は、お手数ですが、北九州市妊婦のための支援給付事務センター（050-3613-9677）までご連絡ください。